

## 平成19年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 経営企画部  
 秘書課、政策課、中核市推進課・保健所準備室、  
 行政経営課、財政経営課、東京事務所  
 3 監査実施期間 平成19年5月23日から平成19年6月4日まで  
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【秘書課】

|   |               |
|---|---------------|
| (1)原本証明について<br>支出負担行為兼支出命令書の請求書(コピー)に原本証明の押印漏れ3件があったので注意すること。【注意事項】 | (注意事項により回答不要) |
|---|---------------|

#### 【政策課】

|   |  |
|---|--|
| (1)備品の管理について<br>机・椅子等の備品の現物と備品出納簿の内容が不一致なものが見受けられたので、同一部内の他部署も含めて現況を調査のうえ四日市市会計規則に基づき所定の手続きを行い、整合を図ること。【是正改善事項】 | 【措置済】 平成19年12月25日<br>備品出納簿と備品現物との不一致は、所管替手続きの事務手続きが遅れていたこと等によるものと判明したので、その処理を行い整合を図りました。       |
| (2)公印の管理について<br>公印台帳について、公印が存在するのに台帳の副本がないものや公印管守者及び公印取扱責任者の記載漏れが見受けられたので、四日市市公印規則に基づき適正に管理すること。【是正改善事項】        | 【措置済】 平成19年6月4日<br>公印台帳の副本の作成、台帳の記載漏れの修正を行った。  |
| (3)文書管理について<br>支出関連文書について、前回の定期監査に引き続き見積書及び請求書に日付の記載漏れが見受けられたので、早急に改善を行うこと。【是正改善事項】                             | 【措置済】 平成19年6月4日<br>今後、郵送等により日付の記載のない見積書及び請求書を受領した場合は、日付入りの受付印を押印し、担当者もしくは文書取扱主任がその確認するように対処する。 |

|  |  |
|--|--|
| <p>(4)財産管理について<br/>         工作物台帳への工作物(四日市市案内図)の記載漏れがあったので、四日市市公有財産取扱規則に基づく適正な管理を行うよう注意すること。【注意事項】</p>                             | <p>(注意事項により回答不要)</p>   |
| <p>【中核市推進課・保健所準備室】</p>   |  |
| <p>(1)備品の管理について<br/>         備品出納簿に登載されている数量と現在高が一致しない物品が見受けられた。四日市市会計規則に基づき、変動発生の都度、所定の保管転換手続きを行い、帳簿に受払いを記載するよう改めること。【是正改善事項】</p> | <p>【措置済】平成19年12月25日<br/>         備品出納簿と備品現物との不一致は、所管替元所属の事務手続きが遅れていたこと等によるものであったので、相手方にその処理を依頼し整合を図りました。</p> |
| <p>【行政経営課】</p>   |  |
| <p>(1)文書管理について<br/>         支出関連文書について、見積書に日付が漏れているものが見受けられたので注意すること。【注意事項】</p>  | <p>(注意事項により回答不要)</p>   |
| <p>【財政経営課】</p>   |  |
| <p>(1)現金等の管理について<br/>         駐車券受払簿について、所属長の確認印の漏れがあったので、所属長は定期的に残高を照合のうえ、確認印を押して記録を残すように注意すること。【注意事項】</p>                        | <p>(注意事項により回答不要)</p>   |
| <p>(2)備品の管理について<br/>         備品管理システムの備品台帳について、備品の保管場所の入力に誤りがあったので、注意すること。【注意事項】</p>   | <p>(注意事項により回答不要)</p>   |
| <p>【東京事務所】</p>   |  |
| <p>(1)備品の管理について<br/>         財産管理に関して、職員の宿舎にも備品が配備されており、所在の確認などの管理が煩雑になる恐れがあるので、備品台帳に正確な設置場所を入力し、適正な備品管理をおこなうこと。【注意事項】</p>         | <p>(注意事項により回答不要)</p>   |

|  |                      |
|--|----------------------|
| <p>(2)現金の管理について<br/>現金出納簿に所属長の確認印漏れがあった。所属長は定期的に現金と帳簿の残高を照合のうえ、確認印を押して記録を残すように注意すること。【注意事項】</p>          | <p>(注意事項により回答不要)</p> |
| <p>(3)公印の管理について<br/>公印台帳の副本において、公印管守者及び公印取扱責任者の記載漏れがあったので、公印を適正に管理するため四日市市公印規則に基づき所定の手続きをすること。【注意事項】</p> | <p>(注意事項により回答不要)</p> |

## 平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 経営企画部  
 秘書課、政策課、中核市推進課・保健所準備室、  
 行政経営課、財政経営課、東京事務所  
 3 監査実施期間 平成19年5月23日から平成19年6月4日まで  
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【秘書課】

|  |   |
|--|---|
| <p>(1)ゴルフ会員権について<br/>       所有しているゴルフ会員権について管財課と連携を図り、価格変動を注視しながら売却の時期を模索している一方で、毎年、ゴルフ場の利用実績がないのに年会費の支出は行っている。利用していないのであれば処分すべきであり、早急に売却を検討すること。【検討事項】</p>              | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>       現在所有のゴルフ会員権については、会員権の価格変動を注視し売却の時期を模索しているところであるが、最近の市場価格の推移を見ると、大きな変動はなく落ち着いた様相を呈している。会員権を所有していることで、ゴルフ場の利用実績はないものの、年会費のみを支出している現状ではあるが、売却にあたっては、ゴルフ会員権が貴重な財産でもあること、また取得に至った事情も考慮に入れながら、多方面から情報を入手し引き続き準備を行っていきたい。</p> |
| <p>(2)交際費の支出について<br/>       交際費は執行基準で厳しく律するという面も重要であるが、金額の多寡にかかわらず大きな効果を生み出すこともあり、状況を把握して戦略的に支出を行うことが重要である。時代の趨勢を見据え、交際費の運用については、その効果性をポイントに柔軟に対応すべきである。【検討事項】</p>       | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>       交際費の執行については、必要性を十分に考慮し、最小限の範囲にとどめるとともに、市民から疑惑や不信感を抱かれることのないよう一層精査することが重要であると考え。今後も、行政運営が円滑に展開できるよう、交際費執行基準に基づき適正な執行に努めたい。</p>  |
| <p>(3)秘書業務について<br/>       秘書業務は単なる受付窓口やスケジュール管理事務だけではなく、トップの政策実現のための情報収集や進言など政策的なサポート業務が求められている。秘書業務のあり方について政策課と協議を行い、政策秘書の配置など新しい秘書業務、あるいは組織体制の強化を図るよう要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>       市長・副市長の行政運営活動が円滑に効率よく効果が発揮できるようにするため、情報の収集分析や有用情報の提供、来訪者等を通しての市民ニーズの把握等がますます必要となってきた。平成20年度からは、外部研修に積極的に出席するなど、秘書としての資質を高めるとともに、組織体制のあり方についても検討していききたい。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>(4)主要事業の評価について<br/>事業評価について、秘書業務は業務棚卸表で内部的業務としているので目的達成度は評価されていない。「行政のトップの円滑な行政運営活動に資するために各部局との連携を密にし、庁内外の情報収集及び情報提供に努めること」としているが、情報提供の項目数等を数値目標とすることの可否について検討するよう要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>秘書課の業務棚卸表の活動指標・目標については、内部的業務とはしているものの、平成19年度から可能な限り数値目標を設定している。また、各部局との連携を密にするためにも、市民ニーズ等を把握し担当部局へ情報提供したり、来訪者用件の分析を行っているところである。今後も指標・目標設定等については、常に見直しを行い、目的達成の実現に向けて取り組んでいきたい。</p> |
|--|--|

【政策課】

|  |  |
|--|--|
| <p>(1)海上アクセス事業について<br/>市民に親しまれる港づくりを推進するため、中部国際空港への海上アクセス拠点の浜園ターミナルについて臨時駐車場の増設や棧橋フェスティバル等のイベント開催を行っているが、同ターミナルは単に空港までのピストン輸送を行うための場ではなく市民の集いの場としてもっと生かされるべきだと考える。現在、市とターミナル関連企業で構成する実行委員会が開催しているフェスティバルについて、より有効性のあるイベントとなるように検討するとともに市民が集う継続的な仕掛けを考えてもらいたい。また、アクセス事業に関する諸経費をアクセス事業者と市のどちらが負担すべきかについての基準を明確に示し疑義が生じないように配慮すること。【検討事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>浮き棧橋をステージとしたフェスティバルは、市内外のアーティストが参加できるようにPRを行うとともに、ターミナルのFMサテライトスタジオと連携したステージを展開することに、より広く情報を発信しています。平成19年度には第2回目のフェスティバルを実施するなど、より親しまれるターミナルづくりに努めています。<br/>アクセス事業に関する経費負担については、アクセス事業者との協定により区分することとなっています。平成20年度は新たな運航事業者と協定を結ぶ必要があることから、他都市の状況も踏まえて経費負担の区分についても見直すこととしています。</p> |
| <p>(2)四日市看護医療大学について<br/>地域医療の充実を図るため、四日市看護医療大学の設立支援を行っているが、常に当大学との連携を図り、優秀な講師陣の採用や卒業生の就職先に関して行政ができる限りの支援を行い、優秀な学生が集まり卒業生が市内でその資格と能力を発揮できるように配慮することを要望する。【努力要望事項】</p>   | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>四日市看護医療大学との連携については、市、市議会及び大学とで運営協議会を設置して連携強化に努めている。また、奨学金制度については、さらにPRに努めるとともに、優秀な在学生を支援するための制度運用について検討を進める。</p>   |
| <p>(3)公有財産の管理について<br/>普通財産として保有する土地に関して使用料契約があるものは評価替が行われているがその他のものは行われていない。平成21年度までに財務諸表の貸借対照表を作成するためには、すべての物件について時価評価を行い市全体が保有する正しい財産の額を把握する必要があると考える。統一性のない財産管理は市全体に関する問題であるので管財課や財政経営課等の関係課とも十分協議を行い、将来の公表に向けてどのような管理が必要でどう準備していくべきかの方向性を示すこと。【検討事項】</p>   | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>公会計改革に伴う財務諸表の作成については、平成20年度中に貸借対照表を作成するための資産の洗い出しとその評価に向けての資産の整理を行う予定であり、今後も、管財課、財政経営課と十分な協議のもとで財産管理を進めることとする。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>(4)政策課の基本的な目的について<br/>         政策課の上位目的・任務目的は市民ニーズや社会経済情勢に対応した行政運営を行うこととしている。しかし、市民ニーズや社会情勢は日々変化するものであり、常にその変化を追いかけて市全体の志向が変わるのでは結果的に何もできないおそれがある。市の理念や方針は厳然として動かないものであるべきであり、それを踏まえた3年後あるいは5年後のまちづくりのビジョンを明確に示されたい。【検討事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>         具体的なまちづくりの事業については、3年間の事業を明確にした行政経営戦略プランにより、広く市民に公表して取り組んでおり、また、その結果についても一定の指標を設けて評価し、次の施策へ反映させているところであり、今後も引き続き、社会経済情勢や市民ニーズに的確に対応するように努める。<br/>         また、総合的なまちづくりのビジョンについては、総合計画で示すべきであり、次期総合計画策定に向け、現在準備を進めているところである。</p> |
| <p>(5)経営企画部の組織の見直しについて<br/>         経営企画部は市の戦略の中心部局であるが、各課は少ないスタッフで、戦術作業的な業務に多くの時間を割いている状況が窺われる。部全体として戦略研究や立案に人的能力を最大限に発揮できているのか疑問が残る。戦術作業的な業務は他部へ移管するなど業務の見直しを行い、総合的な戦略の検討・立案に重点を置いた効率的な組織と業務及び人員配置の見直しについて検討すること。【検討事項】</p>     | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>         経営企画部の組織については、市の戦略の中心的な役割を果たすため、毎年、業務及び人員配置を見直しているところでありますが、特に重要な課題については、中間組織の設置や部局を越えた横断的な人員配置により今後に対応することとする。</p>  |
| <p>(6)市の「基本理念、基本目標」の徹底について<br/>         市の施策を推進するためには、職員が市政運営の根本である総合計画に定める基本理念や基本目標等を充分理解していることが必要である。このため、課内会議や庁内研修の場などで朗読するなどの工夫を行い、日々その完全徹底に努めること。【努力要望事項】</p>  | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>         庁内会議や階層別研修の中で、総合計画や行政経営戦略プランについて研修を実施しており、今後も、あらゆる機会を捉えて、市の「基本理念、基本目標」を職員が十分に理解できるように研修等を実施する。</p>   |

【中核市推進課・保健所準備室】

|  |  |
|--|--|
| <p>(1)市民への啓発について<br/>         保健所政令市、中核市への移行について、注目度は高いが、まだ市民に十分理解されていないところがあるので、引き続き市民への情報提供を行い、啓発活動に一層努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>         保健所政令市への移行については、広報よっかいちの特集号(保健所政令市移行)などを作成し、全戸配布した。今後も保健所ホームページにより積極的に広報するとともに、記念講演会開催や、市のイベントへの参加を通じて市保健所の啓発に努める。<br/>         また、中核市への移行については、ホームページ等により移行の意義等について周知を図っているが、今後も産廃問題等の推移を見ながら啓発を続けていく。</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>(2)職員の確保について<br/>保健所政令市移行後に円滑な行政運営を行うため、医師、獣医師、薬剤師等専門職員の採用を進めているが、必要な職員が十分に確保されていない状況にある。引き続き、三重県に対して専門職員の派遣について協議を進めるとともに、計画的に市の専門職員の確保に努めること。また、現在、三重県に職員を派遣して行なっている研修については、その成果をフィードバックするとともに、関連する部署への情報提供に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>人事課と協力し、人員確保に努めていく。特に確保に困難が予想される獣医師については、大学訪問を行うなどし、確保に努めたい。<br/>また、三重県職員の派遣について協議を行い、保健所については2年程度、食肉衛生検査所については5年を目途に派遣の依頼を行った。</p> |
| <p>(3)保健所業務等に係る新システムの導入について<br/>保健所業務に係るシステムについて、当面は三重県のデータやソフトを利用しているが、県のシステムそのままでは、市のシステムが活かされない。福祉、保健、医療の連携という視点からも、住民基本台帳オンラインシステムや保健福祉総合システムなど市独自のシステムとの連携を図ることが大切であるので、出来る限り早い時期に新たなシステムの構築を検討すること。【検討事項】</p>                 | <p>【検討中】 平成20年 5月 2日<br/>システム開発には莫大な経費がかかるため、業務を熟知した上で仕様を精査し、住民基本台帳オンラインシステムや保健福祉総合システムのデータ等を相互利用できるシステムの構築を検討していく。</p>                                       |
| <p>(4)三重郡3町問題について<br/>四日市市及び三重郡3町で組織している保健所関係団体の活動について、保健所政令市移行後の団体活動に支障が生じないよう、関係団体の意向を十分に踏まえながら、三重県や三重郡3町とも協議を進めるなど、その対策に努めること。【努力要望事項】</p>   | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>協議の結果、20年4月時点では、三重郡三町の事務について、桑名保健所で対応することとなったが、移行後も県や三町とともに早期に事務委託が可能となるよう協議を行い、厚生労働省にも協議をしていきたい。</p>                               |

#### 【行政経営課】

|  |   |
|--|---|
| <p>(1)組織機構の見直しについて<br/>現在の組織においては、肥大化している部署がある反面、組織が細分化され少人数となり、適正な業務分担や応援体制が執りにくい部署がある。また、組織、業務が輻輳していて市民からはわかりにくいところもある。今後、行政の目的や業務量等に応じた適正な組織機構のあり方や重複した業務の整理などを行い、より効果的、効率的で、市民にとってもわかりやすい組織機構への見直しに努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>組織・機構については、行政を取り巻く環境の変化に機敏に対応しつつ、住民にわかりやすく効率的な行政運営を行っていくため、必要に応じ柔軟に見直していくことが重要であると認識しており、今後も、効果的、効率的で、市民にとってわかりやすい組織機構としていくよう努める。</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>(2)業務改善について<br/>業務改善については、現在、職員提案制度をやめて、直接予算に反映するインセンティブ予算提案制度を実施しているが、業務改善の提案はスタッフ部門よりは現場からの方が多いと思われる。業務改善の取組みを確かなものとするためにも、業務棚卸の目標や計画等の作成に際して、課員全員が参加し、全員が問題意識をもてるようなシステムづくりについても検討すること。【検討事項】</p> | <p>【検討中】 平成20年 5月 2日<br/>今年1月に行った業務棚卸表についての職員意識調査からも課題が把握できたことから、今後、目標管理のツールとして全職員が意識をもてるような関わりができるようシステムづくりについて検討を続けていく。<br/>また、事務改善に係る職員提案制度についても導入する方向で検討を行う。</p> |
| <p>(3)指定管理者のモニタリングについて<br/>各種の施設において指定管理者制度が導入され、職員数が削減されているが、今後実施される指定管理者のモニタリングにあたっては、業務量と従事員数の状況や市民サービス水準の動向など、その効果の検証に努めるよう要望する。【努力要望事項】</p>  | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>モニタリングの重要性が増しているため、サービスの質等モニタリングマニュアルを十分活用してモニタリングを行うよう指導に努める。</p>   |
| <p>(4)外郭団体の経営点検・改善の支援について<br/>現在、外郭団体に関しては、団体を所管する部局とは一定のコミュニケーションをとっているものの、経営企画部としては年に1回の経営点検のみとなっている。今日、外郭団体を取り巻く課題も数多くあることから、所管部局のみだけでなく、経営企画部として、定期的な報告レポートの提出を義務化し、的確な経営状況の把握に努められたい。【努力要望事項】</p>  | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>外郭団体を取り巻く社会情勢を把握するよう常に意識するとともに、外郭団体の状況について各所管部局と連携を取りながら、随時課題の把握解決に努めたい。</p>   |

#### 【財政経営課】

|  |  |
|--|--|
| <p>(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について<br/>時間外勤務については、対象職員のほとんどが年間360時間を超え、前年度と比べても増加傾向にある。については、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務分担の適正化・平準化などに取り組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成20年 5月 2日<br/>本年度は、地方自治体財政健全化法の成立(平成19年6月)に伴い、財政健全化判断比率の算定及び監査が予定されていること、来年度秋の財務諸表の公表に向け、公会計システムの検討が本格的に始まること、また、財源配分方式の見直しや昨年度策定した補助金の交付基準により、補助金等の見直しを行うことなど、6月以降は通常業務に加え、新たな業務が目白押しの状況である。<br/>このような状況のもと、各担当の平均経験年数が昨年度と比較して0.3年増え、1.7年となっており、また、担当替えも極力抑制したので、効率よく業務を遂行させていきたい。また、状況を見つつ、時期に応じた業務分担の見直しを図り、スケジュール管理を徹底して、時間外勤務の抑制に努めたい。</p> |
|--|--|



|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 地方債残高の削減について<br/>平成18年度末の普通会計の地方債残高を918億円に減らすという財政プランの目標はクリアしているが、今日、都市間競争が激化している中、市債残高や公債費比率は都市間の経営状況を比較し評価するための指標になっている。一般会計の予算規模からみた適切な目標借入額設定と削減計画を立て、全体としてさらに借金を減らすための努力を要望する。【努力要望事項】</p>   | <p>【措置済】 平成20年 3月31日<br/>第二次行政経営戦略プランの財政プランにおいて、「実質公債費比率（地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヶ年間の平均値）」は、過去に発行した大型建設事業の償還が平成18年度にピークを迎え、今後その償還が順次終了する平成20年度まで悪化することとなり、一層の市債の発行を抑制していくことにより、公債費負担適正化計画期間（10年）内に18%未満を達成するため、平成21年度で21.6%以下に抑制することとした。</p> |
| <p>(3) 必要最小限の在庫管理について<br/>各所属でストックされている駐車券や切手等の金券あるいはコピー用紙等について、それぞれの保有残高は少額でも全庁分を合算するとかなり大きな金額にのぼり、この分の資金は滞留して生かされていないという状況にある。随時補充が可能なものについては在庫を必要最小限に抑えることが望ましく、そのコントロールが予算執行管理上可能かどうかについて検討を行うとともに、様々な機会を通じて担当者の意識向上のための指導をされたい。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成20年 4月28日<br/>平成19年10月23日開催の「平成20年度当初予算説明会」及び平成20年4月28日開催の「平成20年度行財政運営等説明会」及びノーツ掲示板により、一般事務用消耗品については、共有を図ることにより必要最小限の額とすること、また、郵便切手、駐車券などの金券については、保有状況を確認のうえ必要最小限に止める旨を周知した。</p>  |
| <p>(4) 補助金・負担金の適正化について<br/>平成11年度に策定した「補助金見直し基準」を再度精査して新たな基準を策定し、補助金・負担金の適正化を図るにあたっては、過去からの状況の変化を踏まえて現状に合致した適正な市民負担を考慮すること。【検討事項】</p>  | <p>【検討中】 平成20年 5月 2日<br/>平成19年度で全補助金・負担金の支出状況の実態調査を行い、調査表をもとに各部局で補助金等の支出について十分精査して見直しを図らせるとともに、平成11年度策定の「補助金見直し基準」を再度精査して新たな基準(案)及び見直しチェックシート(案)を策定した。平成21年度当初予算編成においては、これらを活用して全市統一的に補助金・負担金の適正化を図る。</p>  |
| <p>(5) 管理会計の導入について<br/>今日、地方公共団体においては、経済性、効率性及び有効性という経営の視点に基づいた意思決定の徹底が求められてきている。こうした点から、財務会計制度についても複式簿記の利点を公会計に取り入れて、月別または部門別の収支や投資効果や人員生産性を随時確認することにより経営管理に生かす、いわゆる管理会計の取組みが必要となっており、導入に向け調査・研究及び職員の理解促進を進められたい。【検討事項】</p>                     | <p>【検討中】 平成20年 5月 2日<br/>新地方公会計制度研究会報告書で示されている「基準モデル」を採用し、財務諸表及び土地開発公社等の関連団体を含む連結財務諸表を作成するため、平成20年度より「公会計改革における財務諸表作成に係る検討会」を設置し、また、財務諸表の作成に向け実務的な作業を行うワーキンググループを下部組織として編成し、その取組みを始めた。<br/>今後、公認会計士、税理士等の意見や他市の事例等を参考にして、管理会計としての活用を前提として、事業別、部門別、施設別それぞれの行政コスト計算書の作成も視野に入れながら調査・研究していく。</p>                 |

|  |  |
|--|--|
| <p>(6)市全体の保有現金の有効利用について<br/>平成18年度末において市全体で約2400億円の起債残高がある一方で基金、公営企業及び外郭団体を含めた市全体の現金預金が約300億円存在する。現金預金については会計管理室をはじめ各団体で資金運用を行っているが、運用利率よりも高い金利で借入を行っている。つまり、高い借入金利息(平成18年度の市債・企業債の償還利子合計約67億円)を払いながら、ゼロに近い預金金利の銀行預金を約300億円も保有している。諸制度の研究を進める中、市全体の資金を一括管理することによって、約300億円の余剰資金を借入金の返済に転用できないか関係部署と検討を行うこと。(年間数億円の支払利息の節減が可能だと考えられる。)[検討事項]</p> | <p>【継続努力】平成20年5月2日<br/>余剰資金の運用については、各会計ごとの資金需要に沿った綿密な運用計画が求められ、また、長期で安定した余剰資金の確保が困難などの課題があることから、今後も会計管理室と十分協議しながら、現状の資金収支の中で、より効率的な運用方を検討していく。</p> |
| <p>【東京事務所】</p>   |  |
| <p>(1)東京事務所所属の省庁派遣職員の時間外勤務について<br/>前回の定期監査で、「東京事務所所属の省庁派遣職員の時間外勤務について」の所見があった。所長以下職員が各派遣先を訪問し、職員の健康また休息の確保などの働きかけに努力し、以前より時間外勤務の時間数は減少しているが、いまだ長時間にわたっているため、今後とも、派遣職員の健康管理等について、派遣先省庁への働きかけを要望する。[努力要望事項]</p>  | <p>【継続努力】平成20年5月2日<br/>派遣先に対し、継続的に改善を申し入れるとともに、効果的な研修という観点から研修派遣先の選別を行い、時間外勤務の適正化を図っていく。</p>   |
| <p>(2)東京事務所のあり方について<br/>財政的にも厳しい昨今、市民も東京事務所のあり方について注目しており、東京事務所の見直しが集中改革プランにも位置づけされている。同格都市の状況や、中核市を目指す本市の状況、更には地方分権の進展などをより精査をしながら、東京事務所の政策形成能力の向上や各部局との情報の共有化の促進など、よりよい方向に見直しをするよう要望する。[努力要望事項]</p>  | <p>【継続努力】平成20年5月2日<br/>本庁の政策課題や施策の方向性について、各部局との意見交換の場を継続して設けることにより情報の共有化を図り、市の政策形成能力の向上に向けた東京事務所の役割を検討する。</p>                                      |